

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

1 内容

次に掲げる項目に該当する工事の事業を行う者は、事業所ごとに事業開始から30日以内に届出を行って下さい。

(1) 硬質管相互の接続に係る工事

※ アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。

(2) 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事

※ ア～カまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一形式の器具等の交換に係るものを除く。

ア 気化装置

イ 調整器

ウ ガスメーター

エ 自動ガスしゃ断器

オ バルブ

カ ガス栓

【根拠条文 法第38条の10、規則第111条】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階窓口）に提出します。
- (2) 作成部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。

3 添付書類

- (1) 液化石油ガス設備士免状所有者名簿（免状（受講記録）の写しを添付）
- (2) 気密試験用器具一覧表

法→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
（昭和42年12月28日）

規則→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
（平成9年3月10日）